

<重要>

2019年3月22日

外国人留学生・研究者の皆さんへ

七十七銀行での外国送金の取扱いの変更について

「マネー・ロンダリング」及び「テロ資金供与」対策の国際的な厳格化を受け、外国送金の取り扱いを変更した旨、七十七銀行から連絡がありました。

外国籍の方が、外国送金により七十七銀行の口座でお金を受け取る場合、当該受け取り口座の店舗に来店し、下記必要書類を提示する必要があります。

また、一度上記の必要書類を提出した後に在留カード・学生証(職員証)が更新になった場合、更新後の在留カード・学生証(職員証)を提示する必要があります。

詳しくは、七十七銀行本店外国為替課(022-267-1111(代表))、[各店舗](#)にお問い合わせください。

参考ウェブサイト：七十七銀行店舗一覧

https://sasp.mapion.co.jp/b/the77bank/attr/?t=attr_con&citycode=04101

記

持参する資料等	備考
在留カード(裏面に現住所の記載があるもの)	必須
パスポート	
日本の健康保険証	
学生証(職員証)	
個人番号(マイナンバー)通知カード	任意
送金目的を確認できる資料 (奨学金決定通知 等) 仕送りを受け取る場合は、寮費の請求書、アパートの契約書など。請求書などが無い場合、授業料・寮費の口座引き落とし等について配付資料などを示し自身で説明すること。	持参が望ましい